

愛媛県立松山中学・松山東高同窓会関東支部会則

- 第1条 本会は愛媛県立松山中学・松山東高同窓会関東支部と称する。
- 第2条 本会は会員相互の親睦を図り母校との関係を密接にし、その発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は次の会員で組織する。
以下の学校に在籍経歴を有する者を会員とする。
1. 愛媛県立松山東高等学校
 2. 愛媛県立松山第一高等学校
 3. 愛媛県立松山第一高等学校併設中学校
 4. 愛媛県立松山中学校及び前身校
- 第4条 本会は愛媛県立松山東高等学校内に置かれた同窓会本部の支部として、関東地区在住の会員による関東支部としての位置付けとする。
- 第5条 本会は目的を達成するため次の事業を行なう。
1. 各種の会合を催すこと
 2. 会員名簿及び会誌を発行すること
 3. その他適当な事業
- 第6条 本会は毎年1回総会を開く。ただし、必要により臨時総会を開くことがある。
- 第7条 総会においては会務を報告し、会則変更及び本会の目的達成上必要な事項を審議する。本会における決議は出席者過半数の賛成を以てする。
- 第8条 本会に次の役員を置く。
- | | | | | | |
|-------|-----|---------|-------|---------|-------|
| 支 部 長 | 1 名 | 副 支 部 長 | 若 干 名 | 会 計 | 若 干 名 |
| 監 事 | 2 名 | 事 務 局 長 | 1 名 | 年 次 幹 事 | 若 干 名 |
- (注) 支部長、その他役員の任期は原則として2期4年までとし、再選は妨げない。
- 第9条 支部長は総会で会員中より選挙する。その他の役員は支部長がこれを委嘱する。
- 第10条 母校の校長は顧問とする。なお本会に功労のあったもので支部長が推薦し役員会で認めるときは顧問として委嘱する。
- 第11条 役員の仕事は次のとおりとする。
1. 支部長は会務を統括する
 2. 副支部長は支部長を補佐し諸般の会務を司る
 3. 会計は会計及び決算を担当する
 4. 監事は会計を監査する
 5. 事務局長は支部長の会務を補佐する
 6. 年次幹事は会員を代表し会務に参加する

第12条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第13条 1. 会員は年会費として金2,000円を納入するものとし、納入期限は、
原則として9月末日とする。

2. 傘寿会員は卒業年度を以て称し、当年4月からの新年度内にその大半が満年齢
80歳を迎える年次の会員を指す。当年及びそれ以降の会費は免除とする。

(平成10年9月17日施行)

(平成12年7月15日改定)

(平成13年7月14日改定)

(平成14年4月1日改定)

(平成21年7月18日改定)

(平成22年7月17日改定)

(平成23年7月16日改定)

(平成24年6月30日改定)

付 則 1. 会則第8条の注記は、平成24年度末を以て旧記載の「支部長の任期は原則として2
期4年までとし、諸般の事情による場合は3期6年までとする。その他役員の任期
は1期2年とし、再選は妨げない。」を廃し、平成25年度よりは「平成24年6月
30日改定」会則記載の注記を適用する。

2. 関東支部の所在地及び支部長は以下の通りである。

所在地 〒225-0021 神奈川県横浜市青葉区すすき野1-4-6-201 上野光保 方
支部長 上野 光保

補足事項